

電子マネーやショッピング ポイントは、保証される？



相談者の気持ち

近所のスーパーでは独自の電子マネーを発行しています。チャージした電子マネーで買い物をするとポイントが付くため、毎月、チャージして利用していました。ところが、突然、店が閉店。チャージした電子マネーとたまったポイントは戻ってきますか？

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省（現経済産業省）などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



電子マネーとは、現金の代わりに使える電子データ化されたお金のことをいい、工夫を凝らしたさまざまな名称を付けて発行されています。法的には「前払式支払手段」（資金決済法3条1項）といわれます。

前払式支払手段といえるには、その支払い手段の価値が保存され、対価を得て発行され、支払い等に利用されることが必要ですが、ご相談電子マネーは、チャージすることで買い物ができる電子マネーが与えられるしくみとなっているため、前払式支払手段に該当します。

では、電子マネーを発行していた店（発行者）が閉店（倒産又は廃業したものと考えことにします）した場合、電子マネーの残高はどうなるのでしょうか。

資金決済法により、発行者は未使用残高（基準日におけるもの、以下同じ）が1000万円を超える場合には、その2分の1以上の金額を供託しなければならないことになっています（発行保証金の供託、同法14条1項）。これは、発行者が前払式支払手段の発行を続けられなくなった場合も払い戻しが可能となるように定められた、消費者保護のための規制です。もともと、前払式支払手段の払い戻しは、発行業務を廃止した場合以外は認められませんので、その際の払い戻しを保証するものといえます。

ご相談店の電子マネーの未使用残高が1000万円を超えていれば、少なくともその2分の1は発行保証金によって払い戻しが保証されることになります。

未使用残高が1000万円以下の場合、発行保証金を供託する義務はありませんので、消費者がチャージしたお金は、その消費者が発行者に預けた（貸した）お金ということになり、発行店に対して返済を請求することになります（発行保証金で不足する分についても、発行店に対して返済を請求することになります）。

ポイントについてはどうでしょうか。

ご相談店のポイントは電子マネーとは別に発行、管理されていたように思われますが、そうだとすれば、ポイントは買い物に対して店が客に与える景品の一種という考え方もできそうです。

景品については、景品競争で事業者間の競争が不公正にならないように、景品表示法により規制されています。ポイントの価値については、その店の規約を確認し、何らかの消費者保護手段を決めていなければ、消費者が請求することはできないということになります。

ただ、ポイントも発行の仕方によっては、電子マネーと同様に前払式支払手段として扱われる場合もありますので、最寄りの消費生活センター等や弁護士にご相談ください。